

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することになりました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載 官報

掲載の日付 令和七年六月十八日

(乙) 掲載 官報

掲載の日付 令和七年六月十八日

令和七年六月二十五日 (号外第一三五号)

兵庫県西宮市清瀬台三番八号

(甲) 株式会社リセルフ
代表取締役 福岡 大樹

(乙) 株式会社だんだんデイスサービス
代表取締役 阪上 剛

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産等に関する事業に関する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることになりました。
この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載 官報

掲載の日付 令和七年六月十三日

(乙) 掲載 官報

掲載の日付 令和七年六月十三日

千葉県松戸市松戸新田二五六番地一

(甲) 東葛レガシイ株式会社
代表取締役 小島 昌夫

(乙) 株式会社小島半田製造所
代表取締役 小島 昌夫

東京都台東区北上野二丁目三番二号

(乙) 株式会社小島半田製造所
代表取締役 小島 昌夫

東京都台東区北上野二丁目三番二号

(乙) 株式会社小島半田製造所
代表取締役 小島 昌夫

東京都台東区北上野二丁目三番二号

(乙) 株式会社小島半田製造所
代表取締役 小島 昌夫

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 確定した最終事業年度はありません。

(乙) 掲載 日刊工業新聞

掲載の日付 令和六年十二月十二日

令和七年六月二十五日

東京都港区六本木六丁目一〇番一

(甲) デイライトワークスホールディングス株式会社

代表取締役 庄司 顕仁

(乙) デイライトワークス株式会社

代表取締役 庄司 顕仁

東京都港区六本木六丁目一〇番一

(乙) デイライトワークス株式会社

代表取締役 庄司 顕仁

東京都港区六本木六丁目一〇番一

(乙) デイライトワークス株式会社

代表取締役 庄司 顕仁

東京都港区六本木六丁目一〇番一

(乙) デイライトワークス株式会社

代表取締役 庄司 顕仁

東京都港区六本木六丁目一〇番一

(乙) デイライトワークス株式会社

代表取締役 庄司 顕仁

東京都港区六本木六丁目一〇番一

(乙) デイライトワークス株式会社

代表取締役 庄司 顕仁

東京都港区六本木六丁目一〇番一

(乙) デイライトワークス株式会社

代表取締役 庄司 顕仁

令和七年六月二十五日

大阪市中央区淡路町四丁目二番一三三

株式会社エターナルホスピタリティ

代表取締役 青木 繁則

吸収分割公告

当社(甲)は、吸収分割により株式会社鳥貴族

(乙、住所大阪府浪速区立葉一丁目二番二二)

の日本国内における飲食店舗の管理に係る事業

およびフランチャイズ事業に関して有する権利義務

の一部を承継することになりました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 確定した最終事業年度はありません。

(乙) 掲載 官報

掲載の日付 令和六年十一月六日

令和七年六月二十五日

大阪府中央区淡路町四丁目二番一三三

株式会社エターナルホスピタリティ

代表取締役 青木 繁則

吸収分割公告

当社(甲)は、吸収分割により株式会社鳥貴族

(乙、住所大阪府浪速区立葉一丁目二番二二)

の日本国内における飲食事業のうち静岡県以西の

店舗運営に関して有する権利義務の一部を承継す

ることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社は、本吸収分割と同時に商号を株式

吸収分割公告

当社(甲)は、吸収分割により株式会社サンライズホールディングス(乙、住所広島市南区猿橋町四番五号)が運営する左記の遊技場(以下「対象店舗」という)における遊技場運営事業(対象店舗における再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく再生可能エネルギー発電事業(太陽光発電事業)を含む)に関する権利義務を承継することになりました。

(甲) 掲載 官報

掲載の日付 令和七年六月六日

(乙) 掲載 官報

掲載の日付 令和七年五月二日

令和七年六月二十五日 (号外第一〇〇号)

広島市安佐南区相田一丁目一番三三三

株式会社ブローバ

代表取締役 平本 直樹

吸収分割公告

当社(甲)は、吸収分割により株式会社ブローバ(乙、広島市安佐南区相田一丁目一番三三三)に対して、当社が運営する左記の遊技場(以下「対象店舗」という)における遊技場運営事業(対象店舗における再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく再生可能エネルギー発電事業(太陽光発電事業)を含む)に関する権利義務を承継させることになりました。

(甲) 掲載 官報

掲載の日付 令和七年五月二日

(乙) 掲載 官報

掲載の日付 令和七年六月六日

令和七年六月二十五日

広島市安佐南区相田一丁目一番三三三

株式会社ブローバ

代表取締役 平本 直樹

吸収分割公告

当社(甲)は、吸収分割により株式会社ブローバ(乙、広島市安佐南区相田一丁目一番三三三)に対して、当社が運営する左記の遊技場(以下「対象店舗」という)における遊技場運営事業(対象店舗における再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく再生可能エネルギー発電事業(太陽光発電事業)を含む)に関する権利義務を承継させることになりました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載 官報

掲載の日付 令和七年五月二日

(乙) 掲載 官報

掲載の日付 令和七年六月六日

令和七年六月二十五日

広島市南区猿橋町四番五号

株式会社サンライズホールディングス

代表取締役 山本 雅之

吸収分割公告

当社(甲)は、吸収分割により株式会社サンライズホールディングス(乙、住所広島市南区猿橋町四番五号)が運営する左記の遊技場(以下「対象店舗」という)における遊技場運営事業(対象店舗における再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく再生可能エネルギー発電事業(太陽光発電事業)を含む)に関する権利義務を承継することになりました。

(甲) 掲載 官報

掲載の日付 令和七年五月二日

(乙) 掲載 官報

掲載の日付 令和七年六月六日

令和七年六月二十五日

広島市南区猿橋町四番五号

株式会社サンライズホールディングス

代表取締役 山本 雅之

吸収分割公告

当社(甲)は、吸収分割により株式会社サンライズホールディングス(乙、住所広島市南区猿橋町四番五号)が運営する左記の遊技場(以下「対象店舗」という)における遊技場運営事業(対象店舗における再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく再生可能エネルギー発電事業(太陽光発電事業)を含む)に関する権利義務を承継させることになりました。

(甲) 掲載 官報

掲載の日付 令和七年五月二日

(乙) 掲載 官報

掲載の日付 令和七年六月六日

令和七年六月二十五日

広島市南区猿橋町四番五号

株式会社サンライズホールディングス

代表取締役 山本 雅之

吸収分割公告

当社(甲)は、吸収分割により株式会社サンライズホールディングス(乙、住所広島市南区猿橋町四番五号)が運営する左記の遊技場(以下「対象店舗」という)における遊技場運営事業(対象店舗における再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく再生可能エネルギー発電事業(太陽光発電事業)を含む)に関する権利義務を承継させることになりました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載 官報

掲載の日付 令和七年五月二日

(乙) 掲載 官報

掲載の日付 令和七年六月六日

令和七年六月二十五日

広島市南区猿橋町四番五号